

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次のように加える。

四 法第三十三条第一 項の航空英語能力証 明を申請する者	学科試験を受けようとする場合	二万二千六百円
	実地試験を受けようとする場合	二万九千八百円
	法第三十三条第三項において準用する法第二十九条 第四項の規定により国土交通大臣が試験の全部を行 わない場合	千五百五十円

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理 由

航空法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）の一部の施行に伴い、航空法第三十三条第一項の航空英語能力証明に係る手数料の額を定める必要があるからである。